

令和3年 第10回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和3年10月15日（金）午後2時30分 みをつくし文化センター 2階 大研修室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 加茂龍雄 江間栄作  
中村金夫 横井典行 足立侑律 袴田博子 根木常次 内山進吾  
岡本純 山中秀三 杉山誠 後藤剛 中安千秋 森島倫生  
鈴木英雄 水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘

欠席： 鈴木要

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 石川宗明 齋藤和也 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎  
秋山尚司 吉山和志 渡邊光二 加茂真也

4. 審議事項

第70号議案 農地法第3条の規定による許可について  
第71号議案 農地法第4条の規定による許可について  
第72号議案 事業計画変更承認申請について  
第73号議案 農地法第5条の規定による許可について  
第74号議案 買受適格証明願について（3条許可公売）  
第75号議案 非農地証明について  
第76号議案 農用地利用集積計画の決定について  
第77号議案 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

5. 報告事項

報第73号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報第74号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について  
報第75号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報第76号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報第77号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について  
報第78号 農地の地目変更登記に係る報告について  
報第79号 農業用施設証明について

6. その他

## 議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは定刻になりましたので、只今から、令和3年第10回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、議席番号24番鈴木要委員が欠席と聞いておりますので、定数24名のところ23名です。過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、会議中は、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 それでは、みなさん、こんにちは。

第10回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。開口一番の挨拶になりますが、コロナがなぜこんなに減ったのかと思うぐらい減っておりますが、第6波ということも考えられますので、油断しないようにやっていきたいと思っております。コロナの話の延長戦になりますが、今まで、私たち、先月の調査会もそうですが、時間差を設けたコロナ対策の調査会を行いました。そうやって、ずっと、コロナでやらなくてはいけない活動、また会議等も工夫しながらやってきた訳ですが、一応、10月から緊急事態宣言も解除され、また、コロナの感染者数も昨日の時点で静岡県では2名ということで、どこが2名かと思ったら、浜松と静岡の痛み分けで1名ずつだったので、浜松はゼロにしていきたいな、と思うぐらいの勢いですが、本当にそういう形でコロナの方も今のところは少し落ち着いてきた、と勝手な想像ですが、思っております。私たちの活動の遅延は許されない形になっておりますので、事務局と相談の上で、じわじわではございますが、今まで通りの活動を進めていきたいと思っております。当然、感染対策等は今まで以上に行っていくことを前提のもとに活動を進めていきたいと思っております。

その中で、例えば、今まですぐに出来なかった人農地プランですが、これも年1回行うことになっておりますので、来月の11月頃から、できる地区から順次、人農地プランを進めていき、来年の3月くらいまでに全地区内で1回は完了したいと思います。その中で、話し合いの中で2回目、3回目となるのは別ですが、年度内に全地区で1回は人農地プランを進めていく、ということで考えております。

その他でございますが、みなさま、先月から言っておりますように、西部農業委員会協議会で講演会を、本来1月に行うものを、前倒しで11月に、SBSラジオ等で活躍されているパーソナリティーの鉄崎幹人様という方をお招きいたしまして、「鉄崎流 農業と自然の楽しみ方」というテーマで、講演いただくということで、ぜひ皆さんも参加は当然のことながら、調査会の中の推進委員や調査員さん等もお声掛けいただき、多くの方に参加いただきたい、と思っております。

また、本来ならば10月に1泊研修を行ってございました。昨年は中止になりましたが、今年もコロナの影響が、計画を練った時には大変でしたので1泊研修という形では中止いたしまして、その代わりに来年の1月に半日ですが、研修会をやりたいと思

ます。今、考えているのは、リモートによる講演等を聞く、という形の独自の研修を行っていきたくと思います。それは、推進委員さんも出席いただくと考えています。

その他ですが、3月頃の年度末に、推進委員さんと呼んで、今までの活動等の報告をしながら、また、浜松市農業委員会の活動報告を兼ねた研修会というものを含めた農業委員会総会を考えています。ご存知のように、農業委員会というのは、農業委員だけでなく、推進委員も含めて農業委員会という括りになっています。ですので、年に1回は推進委員を含めて総会を行いたいと常々思っていますので、その辺りを事務局に伝えて、こういう時期ですのですぐにはできませんが、年度内に1回は推進委員を含めた総会を行いたいと思います。これは、言い方は失礼ですが、他の市町、10万人都市、15万人都市ぐらいの市町では、毎月、農業委員、推進委員を含めた総会を一括で行っています。推進委員には議決権はありませんが、質問をすることはできます。浜松は、地域的にも遠く、距離もあることから、独自の活動をしておりますので、推進委員には総会に出席いただいていませんが、私は年に1回ぐらいは推進委員にも出席いただきたくと考えております。

今、そのように3つの研修を、今からバタバタと慌ただしく行う訳ではありますが、これもコロナが一段落しているから行うものですので、当然、コロナがまた増えてきたり、緊急事態宣言等が発令されたりした場合には、それなりの対応をしていきますので、全部がこのようには進みませんが、ご承知いただきたくと思います。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

- 会 長 それでは只今から、令和3年第10回浜松市農業委員会総会を開会いたします。
- 局 長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。
- 議 長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
(異議なし)
- 議 長 それでは、議席番号10番の袴田博子委員、議席番号11番の根木常次委員にお願いいたします。
- 議 長 それでは、議事に入ります。第70号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 局 長 それでは、議案1ページをご覧ください。  
(議案の表紙を読み上げる)
- 渡 邊 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号162番外19件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が10件、贈与に係る案件が2件、賃貸借に係る案件が1件、区分地上権に係る案件が7件でございます。  
それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。  
議案3ページ、地区「引佐」、整理番号172番は売買に係る案件でございます。  
譲受人は、北区三幸町の■■■■さん、27歳でございます。■■■さんはこれまで三方原地区を中心に馬鈴薯、大根、キャベツを耕作しておりましたが、農閑期を埋められるみかんの耕作を始めることで、農業経営の安定化と規模拡大を図りたく申請にいたった

ものでございます。

申請地は北区引佐町井伊谷の畑、8筆で、取得後はみかんを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案3ページ、地区「三ヶ日」、整理番号173番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、北区三ヶ日町福長の■■■■さん、57歳でございます。この度、通作の便の良い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。

申請地は、北区三ヶ日町下尾奈の畑、1筆で、取得後はみかんを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案4ページ、地区「春野」、整理番号181番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、天竜区春野町砂川の■■■■さん、52歳でございます。この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。

申請地は、天竜区春野町和泉平の畑、2筆で、取得後はお茶を作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議	長	それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
議	長	初めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。
渡	瀬	蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議	長	続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。
平	尾	積志地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。
中	村	庄内地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
内	山	三方原地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。
議	長	続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡	本	都田地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
山	中	細江地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。
議	長	続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。
杉	山	引佐地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
後	藤	三ヶ日地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。
中	安	浜名・北浜地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森	島	175番から179番まで、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議しました。議論になるよう

な案件はございません。

- 議長 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。
- 水崎 春野地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
- 議長 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。
- (小柳委員 挙手)
- 議長 長 はい、小柳委員。
- 小柳 整理番号 166、167 でございます。要件につきまして、違っていたら教えていただきたいのですが、農地所有適格法人の要件を農業委員会で満たしているかどうかを確認する必要があるように、こちらの資料に書いてあるので、もし確認されているならその説明を、或いはここで確認しなければならないのか伺いたいと思います。
- 議長 長 ただ今の、小柳委員からの質問について、事務局説明をお願いします。
- 縣 調整グループ長の縣です。166 番、167 番につきまして、農地所有適格法人の審査をしております。具体的な審査でございますが、一般法人と異なりまして、農地を購入することができる法人となります。その要件としましては、主たる事業が農業であること、これは過去 3 年間の売上の過半が農業で占めること、その他の要件としましては、構成員、株式会社であれば、株主の過半数が農業者であること、それ以外の要件としましては、役員要件というものが 있습니다。役員要件につきましては、役員の過半が農業従事者であり、かつ株主であること、そういった点を審査し、今回の申請に上がっております。説明は以上でございます。
- 小柳 私質問したかったのは、要件はそのようになっているのですが、総会または部会で確認しなければならない、という文面があるのですが、これはどちらで行われたのか、という質問です。農業委員会は、総会または部会で農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかを確認する、とあるので、どこで確認されたのでしょうか。
- 局長 そちらの、今、小柳委員が読んでいらっしゃるの、どの文書でしょうか。
- 小柳 研修の時にもらった「農地法」というものがあり、その文書の摘要を読むと、そのように書いてあります。事務局で確認された、というのなら、それで良いのですが、この主語が総会または部会で、となっていたので疑問に思った訳です。
- 縣 事務局の方で書類審査をしておりますので、そちらの資料には総会および部会と書かれておりますが、申し訳ありませんが、事務局の方で審査をしております。
- 議長 長 私の方から補足という形になりますが、事務局の方で審査をしていることは確認していると思います。その後、この摘要の箇所に書いてある文面で、総会ではしっかりやっております、と記したのだと私は解釈しております。事務局、それでよろしいでしょうか。
- 局長 その通りです。農地法の中で、農地所有適格法人の審査を総会または部会の中でしなければならない、とはなっていないため、その点だけご理解いただければと思います。
- (森島委員 挙手)
- 議長 長 はい、森島委員。

森 島 関連した話ですが、今の、小柳さんがお読みになった文書が何なのかは確認してください。もう一つは、農地所有適格法人であるかという議論を調査会がやっていれば、やったことになるのか、ここまで来て総会でやらなければ、部会または総会と言っている、部会というのは何のことを言っているのか、厳密に話をした方がいいと思います。私は、農地所有適格法人というのは、我々の周りの農家の人々が法人化したというケースの時にイメージしている要件です。まったく赤の他人の会社だったりした場合には、ちょっとデリケートな問題になるという受け止め方です。今まで私の経験の中で、私どもが存じ上げている法人以外の審査をしたという記憶があまりないので、その点を事務局の分かっている範囲で教えていただきたいと思います。

縣 農地所有適格法人について説明いたします。まず、農地所有適格法人の要件確認書というものを事務局に提出していただいた後、書類の内容については事務局で精査して、基準を満たしているか、要件を満たしているかを確認した後、その翌月の調査会において、その適格法人になる法人をお呼びし、そこで事業の計画内容等を調査会の方でも確認しております。説明は以上です。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 案件として、我々、地域の調査会が関わりのないような案件はありましたか。つまり、地域の調査会の人達が顔見知りでない法人が、浜松のこの間の申請にありましたか。私はあまり記憶がないのですが。

縣 最近の傾向ですが、地元の個人の農家が法人化するというケースももちろんありますが、それ以外にも、他市町村で農地所有適格法人として活動している法人が、新規で浜松に進出してくるケースもいくつかあります。例えば、今回の「          」、          という所で主にやられているのですが、今回初めて浜松に進出してきた、今後、浜松のエリアで規模拡大していく、ということで、実際、調査会にも来ていただき、審議しております。そういった案件もいくつかあるということをご理解頂きたいと思います。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 そういう意味で言うと、私も言われてみれば、新規就農者を審査するところで、あまり顔見知りではなかったけれども、法人化して浜北で農業をやりたい、というケースはあったな、と思い出しました。そういうところをやっている、現にやっているということが、今日の総会で、特にそれが調査会という形でやっており、調査会で確認した、ということが、この総会で、今日の段階で明確にされた、ということであれば、小柳さんのご発言が、本当に意味のあるご発言であったと思います。会長にお返しします。

議 長 先程から私も、会長という立場で言わせていただくと、調査会でも、この適格法人という摘要欄が全部付いています。全部私たちが調査会に来て、書類を見てやるのではなく、事務局で事前に調べ、要件に合っているかを確認し、合っているから、こういう要件を使って出しますよ、と調査会に上がってくるものですから、その部分は正直言って、もう良い、という形で、その他の部分を揉んで調査会で確認してきました。ここに

上がってきた時も同じで、こういう法人です、ということで、事務局が見ているので良い、という形で確認してきた、と私は解釈しています。事前にしっかり見てある、ということがここに記されています。それがまた調査会で、これはおかしい、変だ、ということであれば、調査会の時点で定款なり財務報告書を出してくれ、明記してくれ、ということであれば、そこで、本当にそうか、と見ることはあるかもしれませんが、基本的には事務局が受付の時点で適格法人の要件を確認したと、私は解釈して、この議案を出しているものと思います。

森 島 それで良いと思います。小柳さんがお読みになった文章だけ確認しておいていただきたい。

縣 分かりました。

議 長 それでは、その件を含めて、確認をしっかりお願いしたいと思います。では、この件はそれでよろしいですね。

議 長 その他ございますか。  
(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 引佐の 172 番、破産管財人を伴う案件、これもそんなに多くないと私は思いますが、こういうケースが増えてくるかな、と心配しております。その意味で、増えてくると、各調査会の皆さんがこれに触れなければならない訳で、どこまで踏み込むか、つまり、農家が破産するから農地を手放した、と図式では思うのですが、そういった時に、地域、隣近所だったりすれば、議論というのは調査会で、今、会長が言われたように事務局が見ているから問題ない、ということで済めば良いが、済まないケースもあり得るかと思えます。それぞれの調査員が頭でイメージすれば分かると思いますが、今まで農業をやっていた人が破産することになって農地を手放すことになる、そのことについての議論なので、色々な調査員からの話があった場合に、それは様々な事情、個人情報を含めて、あまり深く議論しない方が良い、ということにもなるのかと思えます。そういう想定を事務局や会長、副会長にはお願いしたいと思います。

局 長 あくまで、この破産管財人が付いているか否かについては、地主の事情でございます。今回、ご審議いただきたいのは、この受人の方が、この農地を取得することについて、許可要件にあたるかどうかであって、あくまで譲渡人の方は審議の対象にはならないものです。もう一つ、破産者が農地を持っているからと言って、全員が農家とは限らないと思えます。不在地主として、農業はやっていないが、農地を相続しているという方もいらっしゃいます。その議論は別にいただき、皆さんには守秘義務がありますので、この土地が破産した人の土地だ、ということは、皆さんの胸の内に留めておいていただきたいと思えます。今回は、この 172 番については、受人の三幸町の■■■■さんが農地を取得することについての審議をご理解頂きたいと思えます。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 そうだとは思いますが、厄介な案件、と私も含めて認識しておく方が良いと思えます。

ただの所有権ではないので。こういう所を世間では「いわく付きの土地」と言います。

議長 長 この件は、今、事務局で言われたように、受人の方の審議ということで、前の方の話はまた別ということで、お願いしたいと思います。

議長 長 その他ございますか。よろしいでしょうか。  
(その他発言なし)

議長 長 それでは採決いたします。第70号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 長 次に、第71号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

局長 長 それでは、議案5ページをご覧ください。  
(議案の表紙を読み上げる)

渡邊 長 今月の申請案件は、地区「三方原」、整理番号59番外2件でございます。  
転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が2件、共同住宅関連が1件でございます。農地区分別の内訳は、第1種農地が2件、第3種農地が1件でございます。なお、是正案件は、60番、61番です。  
また、駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認しております。  
説明は以上でございます。

議長 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

議長 長 三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 長 三方原地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。

議長 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。  
(質疑応答なし)

議長 長 それでは採決いたします。第71号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 長 次に、第72号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

局長 長 それでは、議案7ページをご覧ください。  
(議案の表紙を読み上げる)

加茂真 長 今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が1件でございます。  
議案7ページ、地区「中瀬」、整理番号17番について説明いたします。  
申請人は、当初の転用事業者である■■■■さん、承継者である■■■■さん、■■■■



■■■■さんでございます。

申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、■■■■年■■月■■日に農地法第5条許可を受け、自宅に隣接する申請地に車庫、物置を建築する予定でしたが、その後、資金の目途がつかず建築を断念いたしました。

承継者の■■■■さん、■■■■さんは、申請地の隣接地に居住しており、申請地に自己用住宅の建築を計画したものです。

申請地である浜北区中瀬の畑は、■■■■の■■約■■mに位置する農地でございます。

農地区分は、協働センターから概ね300m以内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断いたしました。

承継後の転用計画は、申請地に76.18㎡の自己用住宅を建築するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を行い、排水は道路側溝へ放流する計画となっております。

当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、それぞれの転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の5条申請につきまして、議案20ページ、整理番号736番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)

議 長 それでは、第72号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第73号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

局 長 それでは、議案9ページをご覧ください。  
(議案の表紙を読み上げる)

加 茂 真 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号675番外66件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が3件、自己用・共同住宅関連が37件、事業用の建物関連が4件、駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が6件、太陽光発電が4件、営農型太陽光発電が6件、一時転用が7件でございます。

また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が10件、第1種農地が6件、第2種農地が15件、第3種農地が36件でございます。

なお、是正案件は、整理番号676番、683番、699番、726番の4件でございます。

また、駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請につきまして、その申請地が経

経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認しております。

それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。

議案 18 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 724 番、725 番をお願いします。権利の種類が異なるため整理番号を分けておりますが、同一の転用事業者による一体の事業計画であるため、併せてご説明いたします。

北区三ヶ日町都築、津々崎の田 7 筆、4,317 m<sup>2</sup>について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。

申請者は、[ ] に本社を置き、[ ] を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地の内、3 筆に賃借権を設定、4 筆を売買により取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請にいたったものでございます。

申請地は、天竜浜名湖鉄道都筑駅の [ ] 約 [ ] m に位置する農地です。

農地区分につきましては、鉄道の駅からおおむね 500m 以内の区域にある農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、465W の太陽光パネル 946 枚を設置し、発電能力が 439.89kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま

す。申請地の周囲には土堰堤、フェンスを設置する計画であること、雨水は自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を令和 3 年 3 月 13 日付で受けていること、中部電力の接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 19 ページ、地区「北浜」、整理番号 734 番をお願いします。

浜北区上善地の田畑 2 筆、3,133 m<sup>2</sup>について、砂利採取をしたいという申請でございます。

申請者は、[ ] に本店を置き、[ ] を営む法人です。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請に至ったものでございます。

申請地は、浜北区役所の [ ] 約 [ ] km に位置する農地です。

申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当いたします。

本事業は、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 2,125.94 m<sup>2</sup>、最大掘削深 10m、総掘削量は 8,495 m<sup>3</sup>を予定しております。

工事期間中は、最小 2m、最大 5m の保安距離を確保し表土の流出を防ぐこと、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、ジャガイモを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審

査意見書の措置報告書の提出を受けていること、地元自治会との協議が完了していることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

また、申請地は土地改良事業中ですが、浜北土地改良区と静岡県西部農林事務所に、土地改良事業に支障がないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議	長	それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
議	長	初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。
松	澤	中央地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。
渡	瀬	蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。
議	長	調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。
平	尾	積志地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。
加 茂	龍	入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。
中	村	庄内地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。
足	立	芳川・飯田地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。
袴	田	河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。
根	木	新津・可美地区調査会において、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
内	山	三方原地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡	本	都田地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
山	中	細江地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。
杉	山	引佐地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
後	藤	三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。
議	長	続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。
中	安	浜名・北浜地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森	島	中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

全体として■■■■■さんの案件が多いということもあり、■■■■■さんをお呼びしましたが、ご都合が悪かったのか、時間を間違えたとかで、会えませんでしたので、改めて連絡を取り合いながらご指導申し上げていきたいと考えています。

議長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 天竜・龍山地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議長 それでは採決いたします。第73号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第74号議案「買受適格証明願について(3条許可公売)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

局長 それでは、議案23ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

加茂真 今月の買受適格証明願は公売にかかる案件1件でございます。

農地の公売に参加する場合、事前に農業委員会から買受適格証明書を取得し、これを添付して参加することが民事執行規則第33条により定められています。これは、農地を取得できない者が最高価買受人になることを防ぐためのものであり、農地法の許可見込みのある場合に買受適格証明書が交付されます。

それでは、地区「芳川」、整理番号1番について説明いたします。

願出人は、南区恩地町の■■■■■さん、74歳でございます。■■■■■さんは芳川地区を中心に水稻を耕作しており、また、申請地に隣接した水田も耕作をしているため、この度の申請にいたったものでございます。

申請地は■■■■■の田、1筆で取得後は水稻を作付けしていく計画でございます。

審査したところ、下限面積要件等、農地法3条の許可を得るための要件をすべて満たすものであり、買受適格証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第74号議案「買受適格証明願について(3条許可公売)」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第75号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

局長 それでは、議案25ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

加 茂 真 今月の申請案件は、地区「庄内」、整理番号 24 番外 5 件でございます。  
それでは説明いたします。

地区「庄内」、整理番号 24 番の申請地は周辺が山林で耕作困難のため、昭和 36 年頃に植林されたものです。

地区「三ヶ日」、整理番号 25 番の申請地は昭和 42 年から 55 年頃に住宅及び倉庫等が建築され、宅地利用されていたものです。

地区「中瀬」、整理番号 26 番の申請地は昭和 45 年頃に倉庫が建築され、宅地利用されていたものです。

地区「天竜」、整理番号 27 番の申請地は周辺が山林で耕作困難のため、昭和 50 年頃に植林されたものです。

地区「天竜」、整理番号 28 番の申請地は昭和 51 年 6 月に住宅と物置が建築され、宅地利用されていたものです。

地区「春野」、整理番号 29 番の申請地は周辺が山林で耕作困難のため、平成 3 年頃に植林されたものです。

全ての案件について、非農地証明の基準に該当し、非農地証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)

議 長 それでは、第 75 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議  
ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 76 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局  
から説明をお願いします。

局 長 それでは、議案 27 ページをご覧ください。  
(議案の表紙を読み上げる)

奥 山 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

令和 3 年度第 7 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 3 年 10 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 161 筆、144,536 m<sup>2</sup>の内訳でございます。

今月は、笠井地区での 5 筆をはじめとして、計 19 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 17 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、19 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番、7 ページの 10 番、11 番をご覧ください。■■■■■さんです。南区米津町の■■■■■さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。南区法枝町■■■番外 2 筆の畑、計 1,414 m<sup>2</sup>を借り受け、オクラ、ゴーヤ、玉葱の栽培を予定しております。

次に、7 ページの 8 番、9 番をご覧ください。■■■■■です。西区神原町と伊左地町で果樹栽培をしている■■■■■さんが平成 16 年 9 月に設立した会社で、規模拡大をしていきたい今回の申請に至りました。西区神原町■■■番外 1 筆の畑、計 2,275 m<sup>2</sup>を借り受け、ジャボチカバ、グアバの栽培を予定しております。

次に、7 ページの 12 番から 14 番をご覧ください。■■■■■。西区で主に玉葱を栽培している認定農業者の■■■■■さんが令和 3 年 6 月に設立した会社で、経営主体を個人から法人に移していきたい、今回の申請に至りました。西区坪井町■■■番外 2 筆の畑、計 2,283 m<sup>2</sup>を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、8 ページの 15 番から 20 番をご覧ください。■■■■■さんです。天竜区神沢の■■■■■さんのもとで農業を学び、今回の申請にいたりました。天竜区神沢■■■番外 5 筆の畑、計 3,679 m<sup>2</sup>を借り受け、しきみの栽培を予定しております。

次に、7 ページの 1 番から 7 番、13 ページ、14 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 35 筆ございます。

農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(補足説明なし)

議長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それではご意見等もないようですので、第 76 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第 77 号議案「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

局長 それでは、議案 29 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

齋藤 30 ページをご覧ください。

10月5日付けで、神久呂地区を担当する■■■■推進委員から、一身上の都合により職務を遂行できないとして辞任願が提出されました。農業委員会等に関する法律第23条では、■■■■、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されております。■■■■推進委員はご病気により10年来通院加療中ですが、本年9月ごろから病状が悪化したため、推進委員の活動が十分にできないとのことで、辞任願の提出となりました。本議案が承認されましたら、辞任が認められることとなります。

今後の流れを簡単に説明します。法令上、欠員が1名生じるときに補充をしなければならないという規定はありませんが、条例で定数37人と規定しており、要綱上、欠員が生じた場合は、速やかに推進委員の補充に努めなければならないと規定しております。この議案が承認されましたら、地元と調整しながら、神久呂地区の推進委員業務に支障が出ないように速やかにホームページ等で公募してまいります。公募期間は約一ヶ月間です。候補者について評価委員会で内定したのち、総会に議案として上程し、委嘱してまいります。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)

議長 それではご意見等もないようですので、第77号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、報告事項の第73号から第79号までを、事務局から報告をお願いします。  
局長 (報告事項)

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。  
(意見なし)

議長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

局長 ・農業委員の地位利用による選挙運動の禁止について  
河村 ・令和3年度人・農地プランの地域の話合いについて  
・第2回農地利用最適化推進委員研修会の開催について  
農水課 ・農業基盤の強化の促進に関する基本的な構想について

局長 今後の会議予定

・第11回浜松市農業委員会総会

日時 令和3年11月15日(月) 午後2時30分～

場所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室

・西部地区農業委員会研修会

日時 令和3年11月26日(金) 午後1時30分～

場所 可美公園総合センター ホール

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 10 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 45 分

以上、議事の正確さを期すため署名する

令和 3 年 11 月 15 日 (月)

会 長 松島 好則

委 員 袴田 博子

委 員 根木 常次